

第 1 回 糸 島 1 市 2 町 合 併 協 議 会

平成 20 年 1 月 23 日 (水) 14 : 00 ~
解放センター前原市隣保館大集会室

1 開 会

2 委嘱書交付

(糸島 1 市 2 町合併協議会委員名簿)・・・・・・・・・・・・・・(送付資料 1 p)

3 会長あいさつ

4 報告事項

糸島 1 市 2 町合併協議会規約について・・・・・・・・・・・・・・(送付資料 3 p)
(平成 19 年 12 月 26 日 1 市 2 町告示・施行)

5 協議事項

協議第 1 号 糸島 1 市 2 町合併協議会の会議の運営に関する規程 (案) について

会議録署名委員の指名

() () ()

協議第 2 号 糸島 1 市 2 町合併協議会会議傍聴規程 (案) について

協議第 3 号 専決処分について (平成 19 年度糸島 1 市 2 町合併協議会予算)

協議第 4 号 糸島 1 市 2 町合併協議会スケジュール (案) について

協議第 5 号 糸島 1 市 2 町合併協議会の協定項目 (案) について

6 その他

糸島 1 市 2 町合併協議会だより及びホームページの作成について

平成19年度糸島1市2町合併協議会の開催日程について

- ・第2回 平成20年2月 4日(月) 13:30~
- ・第3回 平成20年2月21日(木) 13:30~
- ・第4回 平成20年3月28日(金) 13:30~

7 次回日程について

日 時：平成20年2月4日(月) 13:30~

場 所：前原中央公民館

8 閉 会

第1回 糸島1市2町合併協議会 資料

(平成20年1月23日開催)

糸島1市2町合併協議会

協議第1号

糸島1市2町合併協議会の会議の運営に関する規程（案）について

このことについて、別案のとおり提出する。

平成20年1月23日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

理由

糸島1市2町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、会議の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

協議第2号

糸島1市2町合併協議会会議傍聴規程（案）について

このことについて、別案のとおり提出する。

平成20年1月23日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

理由

糸島1市2町合併協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものである。

協議第3号

専決処分について

平成19年度糸島1市2町合併協議会予算について、平成19年12月26日付けで別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成20年1月23日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

理由

糸島1市2町合併協議会予算の執行が急を要し、協議会を開会する暇がなかったため、糸島1市2町合併協議会財務規程第2条第2項の規定により専決処分をしたので、同項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

協議第4号

糸島1市2町合併協議会スケジュール(案)について

このことについて、別案のとおり提出する。

平成20年1月23日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

理由

合併に関する協議を効率的かつ計画的に進める必要があるため、提出するものである。

協議第5号

糸島1市2町合併協議会の協定項目（案）について

このことについて、別案のとおり提出する。

平成20年1月23日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

理由

合併に関する基本的な事項、重要な事項及び新市基本計画等の協定項目を明確にし、円滑に協議を進める必要があるため、提出するものである。

糸島1市2町合併協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	松本 嶺男	前原市長	
副会長	筒井 秀来	二丈町長	1号委員
副会長	末崎 亨	志摩町長	〃
委 員	新 久太	前原市議会議長	2号委員
〃	谷口 一成	二丈町議会議長	〃
〃	小河 俊和	志摩町議会議長	〃
〃	井上 智	前原市議会広域行政調査特別委員会委員長	3号委員
〃	浦 伊三次	前原市議会建設産業常任委員会委員長	〃
〃	兵庫 金作	二丈町議会副議長	〃
〃	田中 明生	二丈町議会産業厚生常任委員会委員長	〃
〃	寺崎	志摩町議会副議長	〃
〃	吉村 勝	志摩町議会総務文教厚生常任委員会委員長	〃
〃	高田 隆治	糸島農業協同組合代表理事専務	4号委員
〃	檜崎 勝宣	前原市商工会会長	〃
〃	仲西 まゆみ	前原市教育委員会委員	〃
〃	柚木 利道	前原市行政区長会会長	〃
〃	古川 マサエ	まえばる女性ネットワーク会長	〃
〃	浦 孝臣	二丈町観光協会会長	〃
〃	森園 武彦	二丈町社会福祉協議会会長	〃
〃	井手口 宗幸	二丈町駐在員会会長	〃
〃	土井良 宣子	二丈町商工会女性部副部長	〃
〃	山下 祐子	糸島地区交通安全協会一貴山支部女性部代表	〃
〃	持田 福身	志摩町駐在員	〃
〃	原田 正成	志摩町教育委員会委員	〃
〃	山本 峰次	糸島漁業協同組合専務理事	〃
〃	田中 智子	志摩町民生・児童委員	〃
〃	白石 久美子	前志摩町いきいき女性の会委員	〃
〃	有川 節夫	九州大学副学長	5号委員
〃	月形 祐二	県議会議員	〃
〃	川崎 俊丸	県議会議員	〃
〃	末弘 孝之	県総務部地方課合併支援室長	〃
監査委員	権藤 説子	前原市代表監査委員	
	仲田 保雄	二丈町代表監査委員	
	石橋 勝信	志摩町代表監査委員	

糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会

役 職	所 属 等	氏 名	備 考
会 長	前原市長	松本 嶺男	
副会長	二丈町長	筒井 秀来	
副会長	志摩町長	末崎 亨	
幹事長	二丈町副町長	内場 賢太郎	
副幹事長	前原市副市長	中田 直喜	
副幹事長	志摩町副町長	菊池 俊秀	
幹 事	前原市総務部長	鳥巢 隆	
幹 事	前原市財政課長	波多江 邦彦	
幹 事	前原市経営企画課長	馬場 貢	
幹 事	前原市経営企画課企画監	泊 早苗	
幹 事	二丈町総務課長	吉田 秀利	
幹 事	二丈町企画調整課長	谷口 俊弘	
幹 事	二丈町総務課長補佐兼財政係長	岡本 昇	
幹 事	二丈町企画調整課長補佐兼企画係長	溝口 和也	
幹 事	志摩町総務課長	古川 光規	
幹 事	志摩町企画課長	扇 清人	
幹 事	志摩町総務課財政係長	木浦 和浩	
幹 事	志摩町企画課企画振興係長	河村 裕一郎	

事務局

役 職	所 属 等	氏 名	備 考
局長	前原市	福嶋 信寛	
次長	志摩町	田浦 晃幹	
係長	二丈町	大神 亮治	
係長	前原市	佐藤 清子	
事務局員	二丈町	濱野 奈保子	
事務局員	前原市	大鶴 泰輔	
事務局員	志摩町	末松 奈美	

< 連絡先 >

〒819 - 1 1 1 6

前原市前原中央 2 丁目 1 4 番 1 4 号

糸島地区自治会館内

糸島 1 市 2 町合併協議会事務局

TEL 3 2 4 - 3 6 2 2

FAX 3 3 2 - 0 2 1 0

糸島1市2町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、糸島1市2町合併協議会という。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 関係市町の合併協定項目に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく新市基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員30人以内をもってこれを組織する。

(会長)

第6条 会長は、関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長(会長に充てられた関係市町の長を除く。)
- (2) 関係市町の議会の議長
- (3) 関係市町の議会において選出された議会の議員 各2人
- (4) 関係市町の長が定めた学識経験を有する者 各5人
- (5) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 4人以内

2 委員は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 会長を補佐するため、副会長2人を置き、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の半数以上の者は、会長に対し、会議に付すべき事項を示して会議の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 4 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会議の表決)

第 11 条 会議の議事は、全会一致により決することを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、会長の判断により会長及び出席委員の 3 分の 2 以上の多数によりこれを決するものとする。

- 2 会議は、原則公開とする。ただし、特に必要と認める場合は、会長及び出席委員の過半数で決することにより、これを非公開とすることができる。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務処理のための組織)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、関係市町の長の協議を経て、会長が別に定める。

(事務局の職員)

第 14 条 協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び当該定数の各関係市町別の配分については、関係市町の長が協議により別に定める。

- 2 各関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の職員のうちから選出するものとする。

(経費の支弁の方法)

第 15 条 協議会に要する経費は、関係市町が均等に負担する。

(監査)

第 16 条 協議会の財務の監査は、関係市町の代表監査委員に委嘱して行う。

この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第18条 委員及び監査委員には、報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

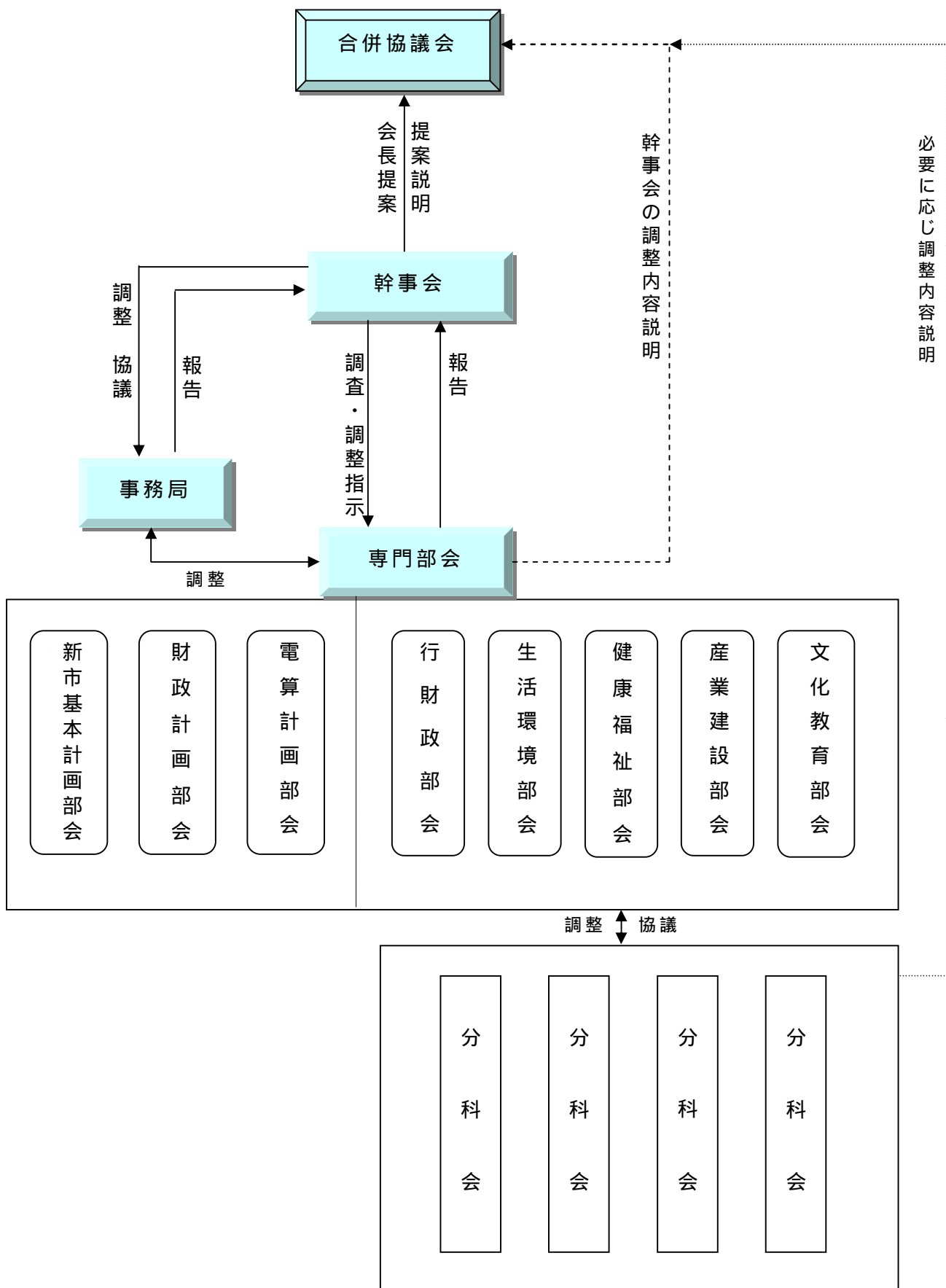
（委任）

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

糸島 1 市 2 町合併協議会体制図



糸島 1 市 2 町合併協議会の会議の運営に関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、糸島 1 市 2 町合併協議会規約（以下「規約」という。）
第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、糸島 1 市 2 町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議録の作成）

第 2 条 会議録は全文記録とし、公開するものとする。ただし、規約第 1 1 条
第 2 項の規定により非公開と決定したものは公開しない。

2 会議録に署名する委員は 3 人とし、会長が会議において指名する。

（資料の取扱）

第 3 条 会議の資料は、公開とする。ただし、特に必要と認める場合は、会長
及び出席委員の過半数をもって非公開とすることができる。

（委任）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長
が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 1 月 2 3 日から施行する。

糸島1市2町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、糸島1市2町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付名簿に記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （3）はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （6）酒気を帯びていると認められる者
- （7）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （3）はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）みだりに席を離れないこと。
- （6）携帯電話その他の通信機器を使用しないこと。
- （7）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（職員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の制限)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月23日から施行する。

専決第1号

専 決 処 分 書

平成19年度糸島1市2町合併協議会当初予算について、別紙のとおり糸島1市2町合併協議会財務規程第2条第2項の規定により専決処分をする。

平成19年12月26日

糸島1市2町合併協議会
会長 松本嶺男

歳入

単位：千円

款	項	目	平成19年度 予算額	節		説明	
				区分	金額		
1	負担金		4,800				
	1	負担金	4,800				
		1 負担金	4,800	1 市町負担金	4,800	前原市	1,600
						二丈町	1,600
						志摩町	1,600
2	諸収入		1				
	1	雑入	1				
		1 雑入	1	1 雑入	1	預金利子等	1
歳入合計			4,801				

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位:千円

款	項	金額
1 負担金		4,800
	1 負担金	4,800
2 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		4,801

歳出

単位:千円

款	項	金額
1 運営費		2,516
	1 運営費	2,516
2 事業費		2,012
	1 事業推進費	2,012
3 予備費		273
	1 予備費	273
歳出合計		4,801

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	平成19年度予算額
1 負担金	4,800
2 諸収入	1
歳入合計	4,801

歳出

単位：千円

款	平成19年度予算額
1 運営費	2,516
2 事業費	2,012
3 予備費	273
歳出合計	4,801

糸島1市2町合併協議会スケジュール(案)

年	19		20										21										22										
	月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
			法定協議会設置議案・予算案可決 法定協議会設置12月26日	第1回合併協議会1月23日14時	第2回合併協議会2月4日13時半	20年度予算案提案							住民説明会(1市2町)		合併議案・予算案上程予定	新市移行調整会議(仮称)設置予定 (合併準備)															1日 合併予定		新法失効
				合併協議会による協議										合併協議会(決定事項及び経過報告)																			
				幹事会による調整及び協議会提案・説明												電算システムの構築(12月)																	
				事務の一元化準備調査等												事務の一元化業務(条例、業務方法等)																	
			協議会事務局設置1月1日	第1回幹事会1月8日																													

糸島1市2町合併協議会の協定項目（案）

番号	協定項目（28項目）	内 容
1	合併の方式	新設合併・編入合併
2	合併の期日	合併の期日
3	新市の名称	新市の名称
4	新市の事務所の位置	市役所・出張所の位置
5	財産及び公の施設の取扱い	市・町庁舎、学校、市・町有地、債権・債務、基金等
6	新市基本計画（財政計画を含む）	新市の基本計画、財政計画等
7	議員定数及び任期の取扱い	議員の定数及び任期
8	農業委員定数及び任期の取扱い	農業委員の定数及び任期
9	地域審議会の取扱い	地域審議会の設置等
10	一部事務組合の取扱い	消防厚生施設組合、福岡地区水道企業団等
11	一般職職員の身分の取扱い	市・町の職員の身分等
12	地方税の取扱い	個人住民税、法人住民税、固定資産税、入湯税等
13	特別職職員の身分の取扱い	特別職の身分等
14	使用料・手数料及び分担金等の取扱い	使用料、手数料等
15	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険税の賦課方式及び税率、納期等
16	介護保険事業の取扱い	介護保険事業の運営、保険料、納期等
17	公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、消防団等
18	補助金・交付金等の取扱い	各種団体等の補助金、交付金
19	町・字名の取扱い	町・字名の調整等
20	慣行の取扱い	市・町章、市・町民憲章、都市宣言、市・町の花木等
21	組織及び機構の取扱い	行政組織、機構
22	条例・規則の取扱い	新市の条例、規則、運用等
23	都市計画の取扱い	都市計画区域の設定、線引き等
24	給食の取扱い	給食の実施体制、給食費等
25	保育所の取扱い	保育所の運営形態（公営、民営）、保育料等
26	友好交流の取扱い	姉妹都市、友好交流都市等
27	福祉制度の取扱い	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉等
28	財産区の取扱い	一貴山財産区、福吉財産区